

廿日市市再生可能エネルギーと地域との調和に関する条例（仮称）の骨子案に関する意見募集の結果について

1 実施期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月15日（木）まで

2 寄せられた意見の概要と市の考え方

13件（提出者2名）

番号	項目	意見の概要	市の考え方
1	5 適用事業	<p>規制逃れ（分割案件）の防止</p> <p>本骨子案では、発電出力50kW以上の事業を対象としていますが、同一事業者または実質的に同一と認められるグループ会社が、隣接または近接する土地に複数の小規模発電設備を設置し、合計出力として50kWを超えるケースが想定されます。</p> <p>全国の自治体においても、こうした「分割案件」は実際に確認されており、制度設計上、あらかじめ想定しておかなければ、規制逃れを助長する結果となります。</p> <p>そのため、設置場所の連続性、事業主体の同一性、事業計画の一体性などを踏まえ、合計出力が50kWを超える場合には一つの事業として本条例を適用する規定を設けるべきです。</p> <p>細かい点に見えるかもしれませんが、ここを曖昧にすると条例全体の実効性が大きく損なわれると考えます。</p>	<p>実質的に一体と認められる場所において、複数の発電設備を分割して設置する場合には、これらの発電出力を合算して判断することとします。</p> <p>また、既に設置されている発電設備についても、増設により発電出力の合計が50キロワット以上となる場合には、本条例の適用対象とすることを明確に規定します。</p> <p>これにより、設置形態の分割等による規制逃れが生じないよう、条例の実効性を確保します。</p>

番号	項目	意見の概要	市の考え方
2	6 抑制区域	<p>抑制区域における「禁止」の明文化</p> <p>「事業区域に抑制区域を含めないよう努めなければならない」という努力義務規定では、計画を強行する事業者を実質的に抑止することは困難です。</p> <p>特に、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域は、市民の生命・身体に直接関わる区域であり、再生可能エネルギーであっても例外とすべきではありません。</p> <p>これらの区域については、原則として設置を禁止する、または極めて厳格な許可制とするなど、明確な意思表示を条例上で示す必要があります。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域等については、関係法令により、既に許可・認可等の制度が設けられており、個別具体的な条件を踏まえて判断される仕組みとなっています。</p> <p>こうした区域について、各法令での基準を満たすにも関わらず、条例により一律に設置を禁止することは、法令との役割分担や整合性を欠くおそれがあることから、本条例では「抑制区域」として位置付け、事業者に対し、検討段階での立地の回避といった慎重な対応を求めることとしています。</p> <p>これにより、法令による規制を補完しつつ、地域の安全や環境への配慮を促す仕組みとしています。</p>
3	8 周辺住民等への説明等	<p>周辺住民の範囲と定義の具体化</p> <p>「一定の影響を受けると認められる者」という表現は抽象的であり、事業者の判断によって説明対象が不当に限定される恐れがあります。</p> <p>これまで全国で発生してきた再エネ開発を巡るトラブルの多くは、説明対象の範囲設定を巡る不信感が発端となっています。</p> <p>トラブル防止の観点からも、「事業区域の境界から直線距離で〇〇メートル以内の居住者、及び土地・建物の所有者」といった客観的かつ数値化された基準を、条例または規則で明示すべきです。</p> <p>「後から揉めない仕組み」を最初から組み込むことが、行政にとっても市民にとっても重要だと考えます。</p>	<p>周辺住民等の範囲については、規則により、発電出力に応じて事業区域からの距離等による客観的な基準を設定することとしています。</p> <p>これらの基準は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」とする。）の考え方を踏まえつつ、説明対象の範囲が事業者の恣意的な判断とならないよう明確化を図るものです。</p> <p>これにより、事業者と地域住民との間での認識のずれやトラブルの防止につなげていきます。</p>

番号	項目	意見の概要	市の考え方
4	13 費用の確保	<p>維持管理及び廃棄費用の履行保証</p> <p>維持管理や廃棄費用の確保を求める姿勢は評価できますが、「確保しなければならぬ」とするだけでは、事業者倒産時に設備が放置されるリスクを十分に防ぐことはできません。</p> <p>市に対して、定期的に積立状況を報告する義務を課すとともに、積立が不十分な場合には是正勧告や公表等の措置を講じられる仕組みを設けるべきです。</p> <p>「最悪のケース」を想定せずに制度を作ることに、どうしても違和感を覚えます。だからこそ、最後まで責任を取らせる仕組みを、最初から組み込む必要があると考えます。</p>	<p>本条例では、事業計画の届出にあたり、維持管理計画や将来の発電設備の廃棄等に要する費用の見込額や、その確保方法に関する計画の提出を求めます。</p> <p>条例に基づき、市が必要と認める場合には、事業者に対して積立状況等に関する報告や資料の提出を求めることができ、その内容に応じて助言又は指導を行うこととします。</p> <p>また、10kW以上の事業用太陽光パネル等の廃棄に関する制度については、既に再エネ特措法により、FIT/FIP認定事業に関する積立は義務化されており、現在、国によりその他の事業に関する検討も進められているところであり、本市としてもその動向を注視しています。</p> <p>現時点では、廃棄費用の積立状況のみを理由として是正勧告や公表等の措置を講じることは困難ですが、今後の国の制度整備や条例の運用状況を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを検討します。</p>
5	19 公表 20 関係機関への報告	<p>実効性のある罰則・措置について</p> <p>悪質な事業者の中には、氏名の公表をほとんど意に介さないケースも見受けられます。</p> <p>そのため、勧告に従わない場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国（経済産業省）に対するFIT/FIP認定取消しの強い働きかけ</li> <li>・市が発注する公共事業への入札参加資格停止</li> </ul> <p>など、実質的な不利益と連動する措置を明記すべきです。</p> <p>「書いてあるけれど効かない条例」ではなく、「守らせる前提で作られた条例」であることが、地域の信頼につながると考えます。</p>	<p>本条例では、勧告に従わない場合の措置として、公表及び関係機関への報告を規定します。</p> <p>再エネ特措法においては、FIT/FIP認定事業者に対し関係法令の遵守が求められており、自治体の条例もその対象に含まれます。このため、条例に基づく指導・勧告や公表の状況については、必要に応じて国（経済産業省）等の関係機関に情報提供を行い、同制度における対応の検討につながるよう連携を図っていきます。</p> <p>また、公共工事等の入札参加資格の取扱いについては、本条例の違反のみをもって直ちに入札参加資格停止とすることは、違反の態様や他法令との関係等を踏まえた慎重な判断が必要であることから、本条例において一律の措置として位置付けることは考えていません。</p> <p>悪質な事案については、条例に基づく指導・勧告、公表を適切に行うとともに、その内容を関係機関と共有し、既存制度の枠組みの中で実効性が確保されるよう連携して対応してまいります。</p>

番号	項目	意見の概要	市の考え方
6	全体	<p>本骨子案は、方向性としては評価できる点も多くあります。</p> <p>しかし、全国の事例を見てきた立場から言えば、制度の隙を突かれた瞬間に形骸化する危うさも同時に感じます。</p> <p>私は、制度が「想定外」を理由に後追い修正されていく場面を何度も見してきました。</p> <p>そうならないためにも、本条例が本当に地域を守るルールとして機能するよう、上記（1～5）の点について再検討を強く求めます。</p>	<p>本骨子案について、方向性を評価しつつも制度の実効性に対する懸念をご指摘いただいた点は、市としても重要な視点であると受け止めています。</p> <p>本条例は、全国の事例や過去の課題を踏まえ、事前協議や住民説明会の開催、維持管理、廃止までを一体として捉え、地域と再生可能エネルギー事業の調和を図ることを目的として検討してきました。</p> <p>今後も、条例施行後の運用状況や国の制度動向を注視し、必要に応じて見直しを行うことで、本条例が地域を守る実効性あるルールとして機能するよう努めてまいります。</p>
7	全体	<p>本条例を制定しようとする行政側の課題認識、意図及び法的根拠は何か。</p>	<p>本市においては、再生可能エネルギーの導入が進む一方で、設置場所や規模、事業の進め方によっては、自然環境、景観、生活環境への影響や、地域住民との間での合意形成を巡る課題が生じてきました。</p> <p>本条例は、こうした状況を踏まえ、再生可能エネルギーの導入を否定するものではなく、地域との調和を前提として適切に進めるためのルールを明確化することを目的として制定するものです。</p> <p>法的には、地方自治法に基づく自治体の条例制定権の範囲内で、事業者の説明責任、情報提供、維持管理等に関する手続的ルールを定めるものです。</p>
8	全体	<p>これまで本市が取り組んできた各種事業（新機能都市開発、未来物流産業団地造成事業、宮島包ヶ浦自然公園利活用、吉和地域における太陽光発電計画等）において生じた「地域との調和」に関する問題や課題を踏まえているのか。</p>	<p>新機能都市開発、物流関連事業、自然公園の利活用、再生可能エネルギー事業等、性質の異なる事業においても、「地域への影響をどう捉え、どのように説明し、合意形成を図るか」という点は共通する課題であると認識しています。</p> <p>本条例は、再生可能エネルギー以外の事業について直接評価等行うものではありませんが、これまでの事業実施を通じて得られた経験や課題認識を踏まえ、事前協議、住民説明、情報公開、維持管理、事業廃止までを一体として整理した制度として構成しています。</p>

番号	項目	意見の概要	市の考え方
9	全体	<p>条例制定により、自然環境、景観、生活環境の保全や災害防止に、どのような具体的効果（成果の数値化・データ化）や成果（費用対効果）が見込まれるのか。</p>	<p>本条例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議や住民説明会の義務化</li> <li>・抑制区域の設定</li> <li>・維持管理・撤去に関する責務の明確化</li> </ul> <p>により、無秩序な立地や事後的なトラブルの抑制が図られ、結果として自然環境、景観、生活環境の保全や災害リスクの低減に資することを目的としています。</p>
10	全体	<p>本条例が、原子力発電への依存回避、平和で民主的な地域社会の形成、基本的人権の尊重、地球温暖化防止やCO<sub>2</sub>削減といった理念とどのように関係するのか。</p>	<p>本条例は、特定のエネルギー政策（原子力発電の是非等）や政治的・思想的立場を定めるものではありません。</p> <p>一方で、地方自治体として、市民の生命、生活、財産を守り、良好な環境の中で安心して暮らせる地域社会を形成することは、極めて重要な使命であると認識しています。</p> <p>本条例は、そうした観点から、地域住民への説明、意見の尊重、透明性の確保を制度として位置付けることにより、民主的な合意形成を支えるための枠組みを整備するものです。</p>
11	2 用語の定義	<p>再生可能エネルギー源として、他に小水力、地熱、窒素、振動力はないのか。</p>	<p>本市において、立地の可能性の高い太陽光、風力、バイオマス発電を対象としています。</p>
12	3 市の責務	<p>市の責務として、事業者と同様に環境保全、説明責任、住民意見の尊重、民主主義の実現等を果たすべきではないか。</p>	<p>本条例において、市は条例の適正かつ円滑な運用を図る責務を負うことを明記しています。</p> <p>また、事業者に対する助言・指導や、住民意見を踏まえた対応を通じて、説明責任を果たし、反対意見を含めた多様な声を尊重する姿勢で運用していくことが重要であると認識しています。</p>
13	全体	<p>市の策定中の他の計画（案）等とはどのように関係しているのか。</p>	<p>計画の内容については、他の計画との整合を図りながら策定を進めています。</p>